

～消防本部からのお知らせ～



1 林野火災注意報・警報について

火災予防上注意を要する気象状況の場合は、「林野火災注意報」又は「林野火災警報」を発令し、「火の使用を制限」することになります。

林野火災注意報		林野火災警報
条件 ①	前3日間の合計降水量が 1mm 以下 かつ 前 30 日間の合計降水量が 30mm 以下	
条件 ②	前3日間の合計降水量が 1mm 以下 かつ 乾燥注意報	+ 強風注意報
対象区域	森林及びその周囲 1km	
制限	努力義務	義務

2 羽咋都市広域圏事務組合火災予防条例第 29 条

以下に定める火の使用制限となります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

3 火の使用の制限に従わなかった場合

林野火災警報発令中に、火の使用の制限に違反した場合、30万円以下の罰金又は拘留に処される場合があります。



4 その他

たき火をするときは、火災予防条例第45条に基づき消防署(分署)へ届出をする必要があります。

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会